

1 産後ケア事業とは

産後ケア事業は、支援を必要とする産婦に対して、心身のケアや、育児指導を行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的に実施しているものです。

2 産後ケア事業の現状と課題

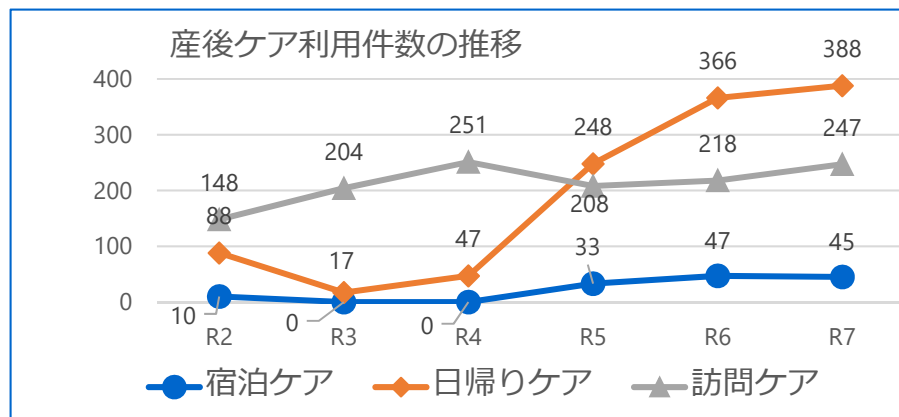
現在、宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケアを実施しており、助産師による心身のケアや育児へのアドバイスなど、産婦に寄り添ったサービスを提供し、利用者からの好評をいただいています。

また、里帰り先など市外で産後ケアを利用した際や産後ケアを利用するために上の子を保育施設の一時預かりに預けた際の利用料助成など、経済的支援も実施しております。

年々、利用希望者が増加していることで、予約が取りにくい状況が続いており、さらなる受け入れの枠の拡大が必要となっています。

[予約待機の状況] ※訪問ケアは待機なし

- ・宿泊ケア (総合水沢病院) 2ヶ月待ち
- ・日帰りケア (総合水沢病院) 1ヶ月待ち
- (宿泊施設・温泉施設) 4ヶ月待ち



3 令和8年度における産後ケア事業の拡充策

- (1) 利用期間を産後5ヶ月以内から1年以内に拡大します。
これまで、原則産後5ヶ月以内の産婦を事業対象としていましたが、利用者アンケート等において5ヶ月以降も産後ケアを利用したいとの要望が寄せられていたことから、令和8年4月1日より利用期間を1年以内に拡大し、訪問ケアと日帰りケアにおいて受入れを開始します。
- (2) 保育施設を活用した日帰りケアを開始します。
乳児の保育体制や離乳食の提供の課題があり、これまでサービスの提供ができなかった産後5ヶ月以降の母子に対して、保育施設を活用することにより、日帰りケアの受入れを開始します。
- (3) 総合水沢病院の受け入れ枠を拡大します。
助産師の増員により人員体制を強化することで、日帰りケアの受入れを拡大します。[R7]25件/月→[R8]40件/月

